

名古屋市中央卸売市場北部市場青果物売買参加者承認要領

令和 2 年 6 月 19 日

2 経北業第 20 号

(趣旨)

第 1 条 名古屋市中央卸売市場業務条例（令和 2 年名古屋市条例第 47 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定により名古屋市中央卸売市場北部市場で青果物の取引を行う売買参加者の承認については、条例及び名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則（令和 2 年名古屋市規則第 42 号）に定めるもののほか、この要領による。

(売買参加者の承認の対象)

第 2 条 売買参加者の承認の対象となる者は、市場における卸売の相手方となり得る者で次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一定の営業所を有し、直接消費者に販売することを本来の業務とする青果物を取り扱う小売業者及びその団体（スーパーマーケット・チェーンストア一等を含む。）
- (2) 一定の加工場等を有し、青果物を加工して販売し又は販売の用に供することを業務とする加工業者及び大口需要者（学校、病院等の給食業務を含む。）

(売買参加者の承認基準)

第 3 条 条例第 16 条第 4 項第 3 号に規定するせり売又は入札の方法による卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者とは、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしていない者とする。

- (1) 青果物の取引業務に関する知識及び 3 年以上の経験を有し、現にその業務を営んでいる者
- (2) 卸売の相手方として業務に必要な資力及び信用を有する者
- (3) 市場における現行代払制度を利用するか、若しくは買受代金の支払いに関してこれと同程度の信用制度を提示することができる者

- 2 売買参加者は、せり売又は入札による取引に加えて、相対取引を行うことができる。
- 3 市長は、青果物の相対取引を行おうとする者に対して、せり売に参加することを想定し、売買参加者の承認を得るよう求めるものとする。

(申請手続)

第4条 売買参加者の承認を受けようとする者は、売買参加者承認申請書(第1号様式)に次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 個人の場合

- ア 住民票の写し又は住所を証明する書類(以下「住民票等」という。)
- イ 申請者の履歴書(第2号様式)
- ウ 資産負債調書(第3号様式)
- エ 売買参加従事者名簿(第4号様式)
- オ 申請者の誓約書(第5号様式)
- カ 代金決済に関する確認書(第6号様式又は第7号様式)

(2) 法人の場合

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 業務を執行する役員の住民票等及び代表者の履歴書(第2号様式)
- エ 役員名簿
- オ 申請の日の直前の事業年度における貸借対照表又はこれに代わる書類
- カ 業務を執行する役員の誓約書(第5号様式)
- キ 前号のエ及びカの書類

(営業報告書の提出)

第5条 売買参加者の承認を受けた者は、毎年3月末までに前年の営業にかかる売買参加者営業報告書(第8号様式)を市長に提出するものとする。ただし、売買参加者で組織する事業協同組合その他の団体が、所属する者について売買参加者営業報告書を提出する場合は、売買参加者から提出があったも

のとみなすことができる。

(名称変更等の届出)

第6条 売買参加者は、条例第17条の規定に該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称、住所若しくは所在地又は商号を変更したとき。(第9号様式)

(2) 卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受けることを廃止したとき。(第10号様式)

(3) 売買参加者が死亡し、又は解散したとき。(第11号様式)

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日付け2経北業第29号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際現にこの要領による改正前の要領の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第 1 号様式

売買参加者承認申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住 所

氏名又は名称

(法人等の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市中心卸売市場業務条例第16条第 1 項の規定により青果物の取引を行う売買参加者の承認を受けたいので関係書類を添えて次のとおり申請します。

氏 名 又 は 名 称	
住 所 又 は 所 在 地	
資 本 又 は 出 資 の 額	
役 員 の 氏 名	
売買に参加する市場 及び取扱品目の区分	名古屋市中心卸売市場北部市場 青果物

備考

申請者が個人であるときは、「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」の欄は記入を要しない。

第 2 号様式

履 歴 書		
氏 名		
生年月日		
現 住 所		
商 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
賞 罰		
以上のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名		

備考

商歴は青果物の取引業務について記載する。

第 3 号様式

資 産 負 債 調 書			
年 月 日現在			
氏名			
資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
土 地	円	借 入 金	円
建 物		買 掛 金	
造 作 什 器			
銀 行 預 金			
有 価 証 券			
売 掛 金			
合 計		合 計	

第 4 号様式

売買参加従事者名簿

(団体名)

売 買 参 加 者			
コード番号	商号又は 屋 号	氏名又は名称	生年月日
住所又は 所 在 地			電話番号
営 業 所 所 在 地			電話番号

せり売又は入札による取引に 従事する者			その他の従事者		
氏 名	生 年 月 日	備 考	氏 名	生 年 月 日	備 考

備考

備考欄に青果物の取引従事年数を記入すること。

第 5 号様式

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住 所

フリガナ
氏 名

生年月日

電話番号

私は、名古屋市中心卸売市場北部市場において青果物の取引を行う売買参加者の承認申請を行うにあたり、次の各号に該当しないことを誓約します。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

注 申請者が、上記各号の事由のいずれかに該当するときは承認をしません。
また、承認後に該当することが判明したときは、承認の取り消しを行います。

なお、上記第 3 号の事由を確認する必要がある場合には、誓約書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

第 6 号様式

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者名

代 金 決 済 に 関 す る 確 認 書

名古屋市中央卸売市場北部市場において青果物の取引を行う売買参加者として承認を得ましたときの現行代払制度の利用について下記事業協同組合等との間にその確認を行いました。

記

利用者氏名又は名称

利用する事業協同組合等

第 7 号様式

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者名

代 金 決 済 に 関 す る 確 認 書

名古屋市中心卸売市場北部市場において青果物の取引を行う売買参加者として承認を得ましたときの買受代金の決済に関して卸売業者との間に下記の確認を行いました。

記

申請者氏名又は名称

卸売業者 社 名

社 名

締結する内容

第 8 号様式

売買参加者営業報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住 所

氏名又は名称

(法人等の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

(年分)

氏名又は 名 称	商号	班別	主たる営業所所在地	卸売業者及び仲卸業者 からの買受代金	備考

第 9 号様式

売買参加者変更届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住 所

取引コード番号

屋 号 又 は 商 号

氏 名 又 は 名 称

(法人等の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市中心卸売市場業務条例第17条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により、
次のとおり届出します。

変 更 事 項 (該 当 に ○)	氏名又は名称 ・ 住所（所在地） ・ 商号
変 更 内 容	☐ 変更前
	☐ 変更後

添付書類：住民票の写し等又は履歴事項全部証明書

第10号様式

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住 所

取引コード番号

屋号又は商号

氏名又は名称

(法人等の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

利用する組合

売買参加者の卸売を受けることの廃止について

みだしのことについて下記の売買参加者が、せり売又は入札の方法による卸売を受けることを廃止しましたので、名古屋市中央卸売市場業務条例第17条第1項第3号の規定により、届出します。

なお、このことについては、関係者あて通知しましたので申し添えます。

廃止した売買参加者の氏名

廃止する理由

第11号様式

売買参加者の死亡・解散届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

取引コード番号

売買参加者名

相続人・清算人

年 月 日売買参加者 は、
死亡 ・ 解散 したので、名古屋市中心卸売市場業務条例第17条第2項の規定により届出します。